

① 特色ある学校づくりに向けた支援

各学校が、特色ある教育活動を行えるように、的確な人的配置や学生ボランティアなどの導入・活用を進めるとともに、学校選択制の実施などを通じて、特色ある学校づくりを支援していきます。

◆主な事業や取組事項

○ 外部講師（専門家や外国人等）や学生ボランティア等の積極的活用

各学校が特色ある教育を進める上で、地域教育協力者をはじめ、積極的に地域の人材を学校教育で活用できるように、生涯学習人材情報などを利用した部活動指導やゲストティーチャーの活用を図っていきます。また、地域内大学に積極的に呼びかけ、学生ボランティアの積極的活用と充実を図ります。

○ 学校選択制の実施

小・中学校の新1年生について、保護者や子どもたちが、指定された学校以外に希望する学校を選べる学校選択制の円滑な実施を推進することで、児童・生徒の個性をはぐくむ魅力的な学校づくり、児童・生徒や地域の実態などを踏まえた、創意工夫を生かした特色ある教育・学校づくりを進めます。なお、制度の目的や意義を踏まえ、検証も行っていきます。

○用語解説

- ・ゲストティーチャー：より専門性の高い授業の実現を図るため、各学校の要請を受けて外部から来校して、児童・生徒の指導を行う人のこと。
- ・学生ボランティア：本市が提携する武蔵野大学などから派遣されて、児童・生徒の学習指導の補助にあたる学生のこと。

② 特色ある教育課程の編成と実施

各学校において、地域の人材や特色を生かした教育課程の編成・実施ができるよう制度の検討を進めます。また、特色ある学校づくりに向けた教員の活動を支援し、各学校で実施される研究奨励事業などによる研究成果を全校的に活用することなどを図ります。

各学校の特色ある取組については、これまでも学校だよりや学校案内、学校公開などを通じて、児童・生徒の学習活動を積極的に公開し、保護者や地域住民の理解と協力を得てきました。今後も、各学校の取組や教育課程、教職員の研究活動などを保護者や地域住民にお知らせし、説明責任を果たすとともに、ともに学び合う学校経営を目指します。

地域に開かれた学校づくりを進め、市民に学校への関心を高めてもらうことで、より質の高い学校経営を目指します。

◆主な事業や取組事項

○ 学校公開の拡充

児童・生徒の学習活動や教職員の研究活動を積極的に公開し、保護者・地域の人々の理解や協力を求めています。また、学校公開日一覧表を広報やホームページなどで紹介し、市民の関心を高め、参加を呼びかけていきます。学校公開などをきっかけとして、学校への継続的な支援を市民との協働で進めます。

○ 国際理解教育の推進

多文化共生社会を目指し、我が国や諸外国の文化や伝統を尊重する心の育成、コミュニケーション能力の向上、人間理解の深化を図ります。そのために、在日外国人との交流活動や海外滞在経験のある保護者の協力、A L Tを活用した小・中学校の英語活動を通じて、国際理解教育の推進を図ります。

○ 学期制、休業日の検討

各学校の特色ある学校づくりを視野に入れつつ、家庭教育や社会教育との関連も考慮しながら、柔軟な教育課程が編成できるように学期制、並びに休業日のあり方について、基本的な方針を定めます。

○ 小・中一貫教育の検討

小学校と中学校の学習や生活指導などがスムーズに移行できるよう、小・中連携の推進を図るとともに、地域性なども配慮し、小・中一貫教育の検討を進めます。

2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて



2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

(2) 学習環境等の整備を図ります！

◆施策を取り巻く状況

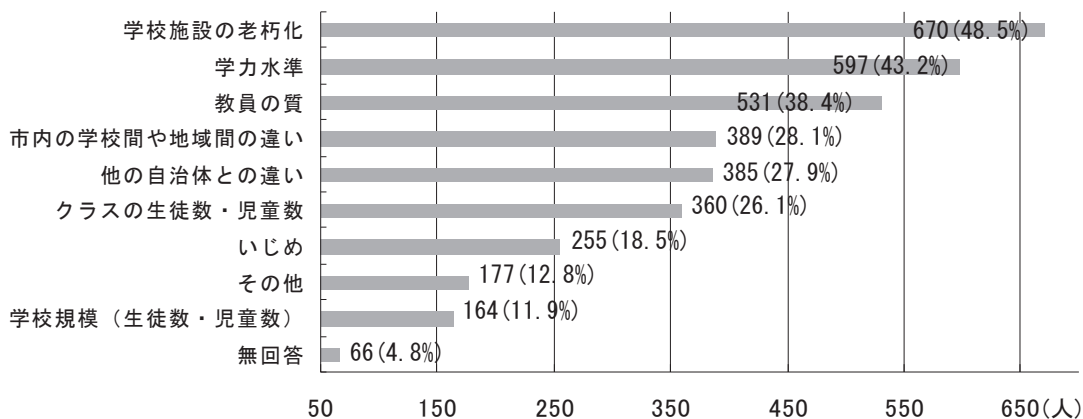
昨今、環境への配慮、バリアフリー化、情報化に対する意識が高まっており、その流れに対応した取組が求められています。アンケート調査によれば、保護者の多くが学校施設の老朽化に対する不満や不安をもち、その改善を求めています。

今後、児童・生徒にとってより良い学習環境を整備することはもとより、地域における防災拠点として、また、地域に開かれた学校として高齢者・障害者にもやさしい学校づくりを進めることを目指して学校施設の整備を計画的に進めます。

さらに、市の人口動態、児童・生徒数動向などを踏まえ、平成20年度に定めた「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、学校施設の適正規模・適正配置についても具体的な検討を進めます。また、東京都に対し、教育長会を通じて少人数学級の実現について要望していきます。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮、バリアフリー化、情報化に対する意識の高まり ・保護者から、学校施設の老朽化に対する改善要求の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境への配慮、バリアフリー化、情報化の流れに対応した取組の必要性 ・学校施設の老朽化の改善 ・防災拠点にふさわしい安心・安全な施設 ・高齢者・障害者にもやさしい学校づくりの推進 ・学習環境の整備 ・学校施設の適正規模・適正配置の検討

■2-2 学校教育に対する保護者の不満や不安



※ 複数回答のため合算しても100%にはならない

資料：平成20年度 西東京市教育計画策定に係るアンケート調査

① 人にやさしい教育環境の整備

児童・生徒に対する良好な教育環境の整備を進め、地域の人々が集う場として、高齢者や障害者にも開かれた学校を目指します。

現在、余裕教室の活用、地域が共同で使用できるスペースの確保、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン採用の推進を行っています。今後も、地域や学校の実情に合わせて人にやさしい教育環境の推進を図ります。

◆主な事業や取組事項

○ 余裕教室の活用

各学校の特色や現状を踏まえ、少人数学習集団による指導に伴う学習室の設置や社会科、英語科などの教科教室の特色化に伴う教室の確保を考慮しつつ、余裕教室の一目的一教室の是正と集約化を図り、多目的な活用を進めていきます。

○ バリアフリー化の推進

各学校の実情に配慮しながら、段差解消に努めるとともに、手すり、だれでもトイレなどの整備の拡充を図ります。

○ 洋式トイレへの切替え

各学校は、災害時など地域の防災拠点ともなり得ることから、人にやさしい学校施設の整備に向けて順次改修について検討を進めます。

○ 介助員制度の実施

通常の学級に在籍する障害のある児童に関して、学校生活の安定や保護者による介助負担の軽減を図るため、介助員を配置する制度を引続き実施します。なお、介助員制度の実施にあたっては、障害のある児童・生徒や保護者の状況に配慮しながら、特別支援教育との関係も考慮して運用・検討を進めていきます。

○ 学校施設の適正規模・適正配置の具体的な検討

全国的な少子化の進展とともに、今後西東京市でも児童・生徒数が減少していくことが予想されています。今後は、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」に基づき、西東京市に学ぶ子どもたちにとって、より良い教育環境を実現することを念頭に置きながら、通学区域の見直しや学校統廃合についても検討を進めます。

○ 用語解説

- ・ バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となる物を除去するという意味で、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という広い意味でも用いられる。本計画では、施設面での整備という観点で用いています。
- ・ ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報に関するデザインのこと。

○ 老朽校舎等の計画的な建替え及び改修

小・中学校全 28 校中 16 校が昭和 30～40 年代に建設された建物であり、学校施設の老朽化が進んでいます。施設の実態を勘案しつつ、学校施設の適正規模・適正配置の検討と合わせて合理的かつ計画的な建替え及び改修を順次行います。

○ エアコン設置の検討

教育環境の整備として、エアコンの設置についての調査・研究を進めます。

② 学校給食環境の整備

学校給食法に基づく給食事業の充実を進めるほか、食育の推進の観点からも、小学校給食におけるランチルームの整備や中学校給食の実施を進めるとともに、給食調理業務の民間委託の推進にも積極的に取り組んでいきます。また、食材については、地場農産物を活用するなど、安心・安全に十分配慮した学校給食を実施します。

◆ 主な事業や取組事項

○ 中学校給食の実施

今後、西東京市の全中学校において、現在実施しているミルク給食から、学校給食法に基づいた完全給食の実施を計画的に進めていきます。なお、実施方法は、現在の小学校における給食設備などの資源を最大限有効活用が図れることから、小学校（調理校）の給食室で調理されたものを中学校（受入校）に提供する「親子調理方式」とします。

○ 学校給食調理の民間委託の拡大

多様な献立にも対応でき、かつ効率的な運用による財政効果も高い学校給食調理の民間委託を進めます。

○ 小学校ランチルームの整備

ランチルームのない小学校に対し、ランチルームを計画的に整備するとともに、バイキング給食や学年給食、地域の人とのふれあい給食など、多様な形態の学校給食を実施します。

○用語解説

- ・ランチルーム：給食の時間に児童や教員が一つの教室で楽しみながら給食をとることができるスペースのこと。

③ 情報教育環境の整備

児童・生徒が、「自ら学び、考える」ための情報収集や、情報を安全に活用する能力を身に付けるための情報教育の充実・推進を図るため、「西東京市教育情報化推進計画」を中心とした情報システムの最適化や、情報機器や情報通信ネットワークの効率的な整備を推進していきます。

現在は、学校におけるコンピュータ機器や、教育情報通信ネットワークの整備、情報発信の仕組みの整備、教育用ソフトの充実を進めており、今後も継続して、子どもたちが情報を扱う能力を身に付け、高度かつ複雑な情報を適切に利用できるようなことを目指します。

◆主な事業や取組事項

○ 教育情報センター機能の充実

教員や児童・生徒が安全かつ安心してコンピュータを利用できるようにセキュリティー機能を向上させ、教育情報センターを拠点とした学校ネットワーク全体の見直し、最適化を行います。また、学校での高速インターネットの利用、情報の共有、業務の効率化を進めます。教育情報センターには、学校支援員（ICT サポーター）を配置し、学校からの問い合わせに対するヘルプデスク機能を強化させ、迅速かつ効率的な運用と適切な情報提供を目指します。

さらに、学校と地域との連携を推進するための情報インフラ（基盤）を整備し、情報発信機能、相互コミュニケーション機能を充実させ、開かれた学校運営を推進します。

○ 地上デジタルテレビ放送の利活用

平成 23 年 7 月の地上デジタルテレビ放送への完全移行に伴い、学校でのデジタルテレビの有効的な利活用を検討し、学習環境整備に取り組みます。また、コンピュータ機器などとの接続を行い、多角的な運用を推進することで、学習環境の向上を図ります。

④ エコスクールの推進

地球規模の環境問題が大きく取り上げられている現在、地域における取組が重要となっています。学校における省資源、省エネルギーの推進、その他環境に配慮した学校運営を目指し、緑のカーテンや校庭の芝生化など各学校の地域特性や、市民との連携の状況に配慮したエコスクールの実施を進めます。また、子どもたちの環境意識の向上を図るための環境教育を行うための整備を進めます。

◆主な事業や取組事項

○ 環境マネジメントシステムの運用

環境負荷を最小限にするために、環境に配慮した行動を推進するしくみを検討し、各学校においても省エネ・省資源化に向けて、環境マネジメントシステムを活用したエコスクールの実施を進めます。また、環境読本「西東京市の環境」を活用することで、子どもたちに環境問題に対する正しい知識と理解を促進していきます。

○ 緑のカーテン事業の推進

夏の教室内の温度上昇を少しでも抑え、日陰と涼風で良好な環境を確保するために、「緑のカーテン」として、アサガオやヘチマのように、ツルが伸びて何かに巻き付いて伸びる種類の植物（ツル性植物）でつくる自然のカーテンを、子どもたちとつくる実施校を増やしていきます。

○ 校庭の芝生化の取組

環境教育の生きた教材、ヒートアイランド対策や校庭の砂ぼこりの軽減などの効果を狙い、既に芝生化を実施している学校の実績などを検証し、小・中学校のグラウンドの芝生化を進めていきます。

○ 環境配慮型学校の整備

環境負荷の低減を図るため、学校施設の建替や改修整備にあたっては、屋上緑化を含む緑化の推進、ビオトープ、雨水の利用（トイレの給水、校庭散水など）、給湯・発電などの太陽熱利用、学校の森（校庭の一部に緑の林を設置し、多目的に活用できる森など）の創造、自然とのふれあいを重視した事業などを検討します。

○用語解説

- ・エコスクール : 環境に配慮した学校施設や、環境に配慮した活動に取り組む学校のこと。
- ・ビオトープ : 生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間のこと。特に、環境の損なわれた土地や都心部の空き地、校庭などに造成された生物の生息・生育環境空間のこと。

2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて



2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

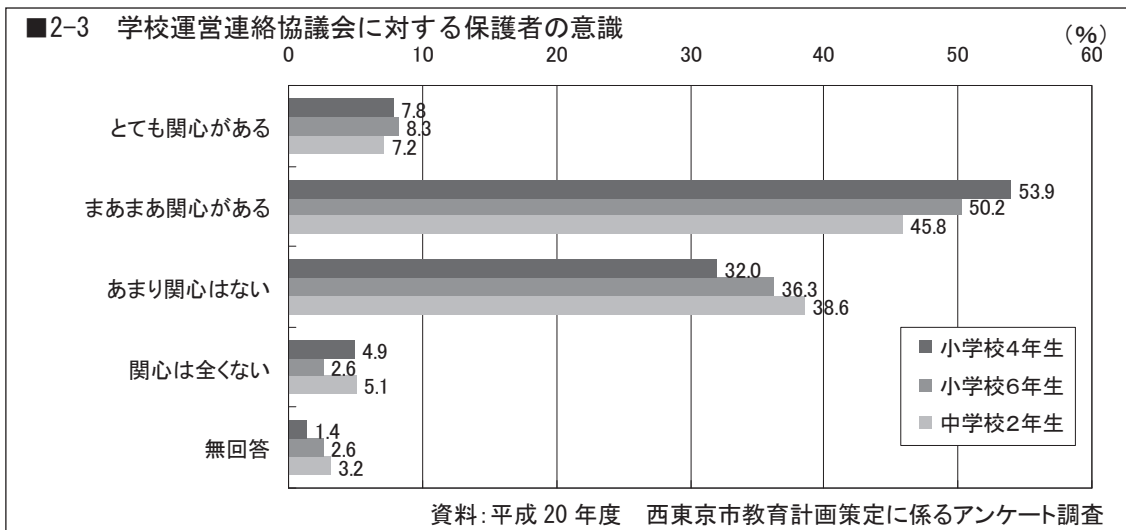
(3) 学校経営改革の推進を図ります！

◆施策を取り巻く状況

校長を中心とした自律的な学校経営を行うことが、時代の趨勢^{すうせい}として求められ、さらに学校の透明性を高めるため、学校評価や学校経営への学外からの参画が重視されています。また、質の高い教育を支えるために教員の資質の向上が必要になります。

西東京市では、開かれた学校を目指し、学校運営連絡協議会の充実や学校評価などの改善・充実を図ります。さらに、人事考課制度や研修体制を活用して、教員の資質を向上させる仕組みの充実を図ります。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・校長を中心とした学校経営に対する認識の高まり ・学校の透明性向上の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営連絡協議会の充実 ・学校評価等の改善・充実 ・人事考課制度、研修体制の活用による教員の質の向上



○用語解説

- ・学校運営連絡協議会：学校の運営方針や学校・家庭・地域社会との連携のあり方などについての協議・提言を目的とし、保護者・地域関係者などで構成される。
- ・人事考課制度：自己申告と業績評価の結果に基づき、校長・副校長が適切な指導や助言を行う制度。また、研修や自己啓発、適切な処遇などを行うことを通じて、職員の資質・能力やモラルの向上、適材適所の人事配置や学校組織の活性化を図ることを目的としている制度のこと。

① 学校組織の活性化と教職員の資質・能力の向上

現在、学校教育活動の組織的な取組、人事考課制度を活用した教職員の資質の向上・能力開発、次代を担う人材の育成、研修・研究体制の充実の推進が行われています。

今後、これらを継続的に実施しながら、保護者会活動の活性化、学校の自主性・自律性の確立を進めていきます。

◆主な事業や取組事項

○ 学校経営計画の活用

学校ごとの「学校経営計画」により、教育活動の目標達成のための数値目標や具体的方策を示し、その成果や課題についての市民への公表方法について検討を進めます。また、学校教育の改善や特色ある学校づくりに対する各学校の取組を自主的・自律的に進めるための予算制度の検討を行います。

○ 地域住民の参画による学校運営連絡協議会の一層の充実

全小・中学校に設置されている学校運営連絡協議会を一層充実させます。特に、学校経営を地域に公開し、市民感覚にのっとった意見などを聴取し、学校に対する評価や提言を積極的に取り入れ、学校をより活性化できるようにし、地域住民と協働での学校運営を進めていきます。

○ 教員が子どもたち一人ひとりに向き合う環境づくり

教員の負担軽減を図るため、各種調査の見直し、教育現場の情報化、事務の簡素化・委託化などの取組を支援し、教員がゆとりをもって子どもたちと向き合うことのできる環境づくりを進めます。

○ 教職員の研修・研究体制の充実

研究奨励事業を実施するとともに、その成果を具体的に授業などで生かす方策を検討し、学校の組織的な校内研修・研究のより一層の充実を図ります。また、教員の実践的指導力の育成を推進し、教育委員会及び東京都教職員研修センターが行う研修への参加や体験を伴う研修を取り入れるなど内容を充実させ、ICT環境を活用できる能力や情報化・国際化に対応できる指導力の向上を目指します。また、情報モラルに関する研修などを通じて、教職員一人ひとりが「西東京市学校情報セキュリティポリシー」を理解・遵守することで、情報セキュリティの向上を図ります。

○ 学校と保護者との円滑なコミュニケーションの促進

地域社会の多様化に伴い、教員と保護者とのコミュニケーションのありようも変化を見せています。今後は、学校と保護者との円滑なコミュニケーションの実現へ向け、研究・検討を行います。

○ 用語解説

・研修奨励事業：学校及び教員グループが当面する教育課題について研究するにあたり、研究奨励費を交付し、その研究成果を教育上の参考に供し、本市教育の充実振興に資することを目的とする事業のこと。

○ 校務の効率化・最適化

「西東京市教育情報化推進計画」に基づき、校務用パソコンを教員一人1台整備し、積極的な情報共有と情報発信により、ICT環境を有効的に活用できる学校づくりを推進し、教員のワークスタイルの改善や、業務の効率化といった事務改善を行うことによる、校務の効率化・最適化を図ります。

② 学校評価・学校訪問監査の実施

学校経営改革の推進の中で、適切な学校運営がなされ、学校経営の質の向上が図れるよう、学校教育法施行規則に基づく学校評価や学校訪問監査を適宜実施していきます。

◆ 主な事業や取組事項

○ 学校評価とその結果に基づく改善の実施

学校運営の一層の充実を図るために、学校が自ら、また保護者や地域の学校関係者が学校を適正に評価できる仕組みづくりの検討を進め、地域に開かれた学校づくりを進めるとともに、学校運営や教育活動の改善・充実及び教職員の資質・能力の向上に向けた改善を図ります。

○ 教育委員会による監査の実施

教育委員会による教職員の服務に係る出勤簿・出張命令簿・研修承認願及び指導要録などについての監査を定期的に行い、服務などの適正化を図っていきます。また、学校配当予算などについても、適正な執行を管理していきます。

2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて



2

「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

(4) 教育相談機能の充実を図ります！

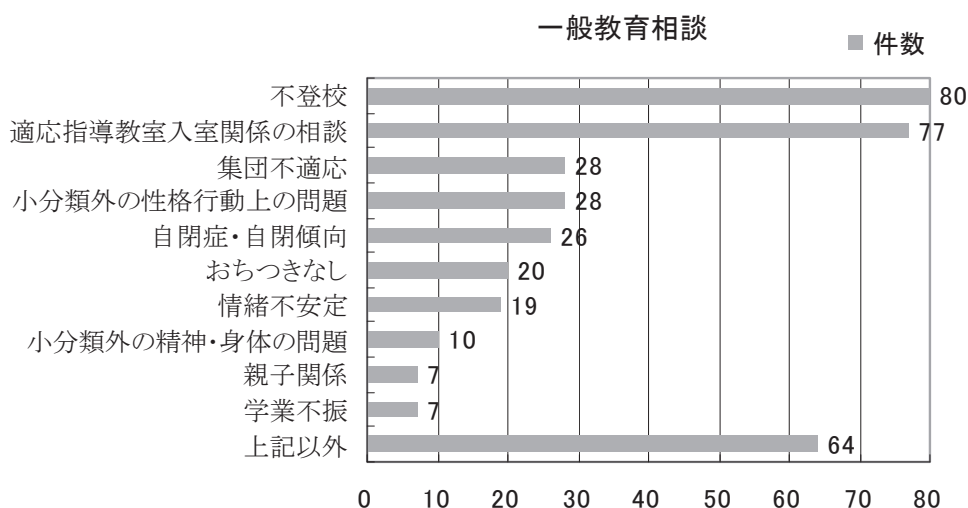
◆施策を取り巻く状況

現代社会において、児童・生徒、保護者が抱える不安や悩みは複雑多岐にわたっています。また、学校教育の場においては、いじめや親子関係、心の問題など様々な原因により、児童・生徒の不登校の問題が発生しています。

こうした状況に対応するため、西東京市では、より一層のカウンセリング機能の充実を図るとともに、不登校の未然防止や適応指導教室（スキップ教室）の充実などの不登校対策に取り組めます。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の子どもに関する不安や悩みの複雑化 ・要因や背景が一つに特定できない不登校問題の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談機能の充実 ・個々の問題に対する適切な対応 ・不登校対策の充実

■2-4 主訴別相談件数（平成19年度）



資料：平成19年度 事務局調査

○用語解説

・適応指導教室（スキップ教室）：様々な理由から不登校になっている市立小・中学校の児童・生徒に対して、指導員とのかかわりやグループ活動を通して、悩みの解消や自立心、協調性、学習意欲をもてるように指導し、学校復帰を目指すことを目的とした教室のこと。

① カウンセリング機能の充実

西東京市では、児童・生徒、保護者が抱える問題に対応するため、心理カウンセラーによる教育相談や心理カウンセラーの学校への派遣などを行ってきました。今後も、教育相談へのニーズの高まりに応じて、カウンセリング機能の一層の充実を図ります。

また、東京都公立学校スクールカウンセラーの配置を東京都に要請し、小・中学校全校へのスクールカウンセラーの配置を目指すとともに、相談内容の複雑化に対応するため、他の相談機関と連携した研修などを実施することで、専門性の向上とカウンセリング機能がより有効的に働くように努めます。

◆主な事業や取組事項

○ 教育相談機能の充実

心身の発達や親子関係の悩み相談に対し、臨床心理士などにより、専門性の高いカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を行います。プライバシーに配慮しながら、相談機能の充実に努めます。また、来室相談や電話相談、必要に応じて家庭訪問相談などを実施します。

○ 専門性向上のための研修の実施

心理カウンセラーに対する精神科医研修などの専門研修の実施やカンファレンス（事例検討会議）の充実などにより、専門性の向上を図り、カウンセリング機能の充実を図ります。

○ 関係機関との連携

庁内関係部署、医療機関、その他の関係機関と連携をとり、多方面からの支援について検討し、子どもと保護者に対する適切な対応を図ります。

○ スクールカウンセラーの配置

中学校には、生徒、保護者、教員からの相談体制の充実を図るため、全校にスクールカウンセラーを配置しています。昨今では不登校など、従来は思春期に多く見られた課題が低年齢化してきていることから、対象児童の早期把握・早期対応のために小学校にも全校に配置できるよう、東京都に対して働きかけていきます。

○用語解説

- ・プレイセラピー：プレイルームでの遊びや話を通して不安を解決し、子どもの成長を促す心理療法の一つ。
- ・スクールカウンセラー：不登校など多様化する課題に対応するため、東京都が配置する臨床心理士のこと。学校組織の理解の上に立ち、生徒の相談のほか、保護者や教員からの教育相談、生徒指導上の課題の解決、教員に対する研修、関係機関との連携を行うなど、専門的な立場からの助言を行う。

② 不登校児童・生徒への対応の充実

児童・生徒が不登校になる原因は多様化・複雑化しており、個々に応じたきめ細やかな対応が求められています。西東京市では不登校や引きこもりの傾向がある児童・生徒に対して学習支援や社会生活への適応を促してきました。

今後もこれまでの取組を継続するとともに、個に応じた支援による不登校児童・生徒への対応の充実を図ります。

◆主な事業や取組事項

○ 不登校対策委員会における検討

担当教諭で構成される不登校対策委員会において、定例的に情報収集、情報交換を行い、不登校対策について組織的対応を図ります。

○ 中1 不登校未然防止の取組

不登校が小学校6年生から中学校1年生にかけて急増することに着目し、小・中学校が連携して、児童の学校生活の状況を共有するためのシートの活用により、「不登校のサイン」を見逃さないよう、初期対応を図ります。

○ 適応指導教室（スキップ教室）の充実

様々な要因による不登校の児童・生徒を対象にした、適応指導教室の整備拡充に努めます。また、パソコンなどを活用し、学校ネットワークを利用して在籍学校とのつながりを深めながら、個に応じた学習支援を行い、学校復帰を目指し、社会的自立への支援を行います。

2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて



2

「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

(5) 特別支援教育の充実を図ります！

◆施策を取り巻く状況

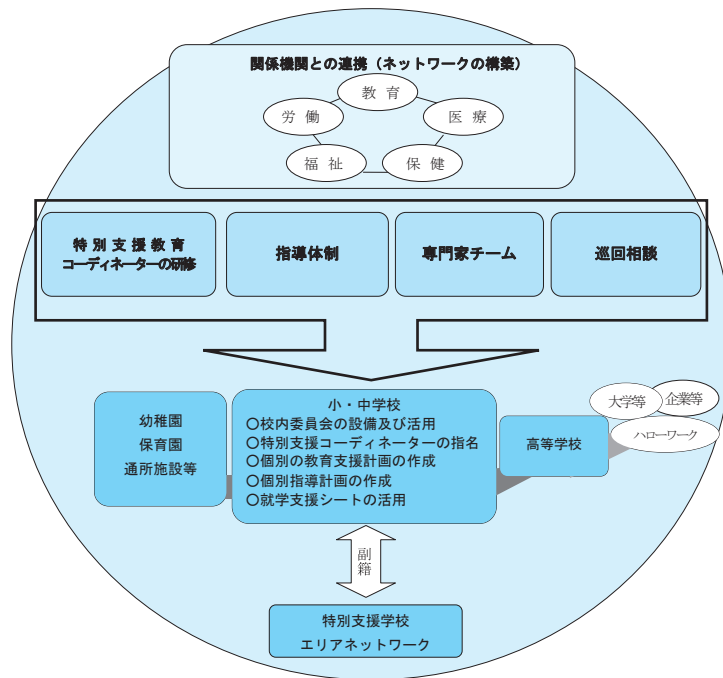
障害のある幼児・児童・生徒に対する教育は、これまでの障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育支援を行う「特別支援教育」へと大きく方向転換されました。

その中で、従来の特殊教育の対象者だけでなく、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症といった発達障害の児童・生徒も支援の対象となり、その教育的ニーズに応じた支援を行うこととなりました。

アンケート調査によれば、学校における課題として、障害児の学習環境をあげる人もいました。西東京市では、障害のある児童・生徒一人ひとりの能力や可能性を最大限に伸ばすため、児童・生徒の教育的ニーズに応じた指導を充実させ、教育環境の整備、教職員の研修や外部機関との連携の推進により、教員の能力や専門性の向上を図ります。

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> ・「特別支援教育」の実施 ・軽度発達障害の児童・生徒への対応の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ・各校における特別支援教育コーディネーターや、校内委員会の充実

■2-5 西東京市における特別支援教育の仕組み



① ニーズに応じた多様な教育の展開

LD・ADHD・高機能自閉症などを含め、障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

さらに、障害のある児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後への円滑な移行を図るため、教育、福祉、保健・医療、労働などの関係機関との連携を充実推進するとともに、特別支援教育への理解や支援を図るため、保護者や地域に対する理解・啓発の取組を進めます。

◆主な事業や取組事項

○ 特別支援教育コーディネーターの指名・養成

校内連絡や外部調整、保護者に対する窓口として、校内における特別支援教育に関するコーディネーター的な役割を担う者を、教員の中から校長が指名し、研修などを通じて特別支援教育コーディネーターを養成します。

○ 校内委員会の整備・活用

特別な教育的支援が必要な児童・生徒への対応を校内全体で支援するために、中心的な役割を果たす校内委員会を整備し、有効活用していきます。

○ 専門家による相談・助言・指導

LD・ADHD・高機能自閉症などに関する専門的な知識を有する心理専門家が学校を訪問し、実態把握、学校の支援体制、保護者との連携などの指導・助言を行います。また、こうした児童・生徒への教育的対応について専門家チームを設置し、専門的な指導・助言を行います。

○ 「個別指導計画」・「個別の教育支援計画」の作成

児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ「個別指導計画」や教育、福祉、保健・医療、労働などの関係機関との連携を図り、乳幼児期から卒業後までの長期的視点に立って教育的支援を行うための「個別の教育支援計画」を作成し、これらに基づく指導を進めていきます。

○用語解説

- ・LD（学習障害）：全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するなど、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態のこと。
- ・ADHD（注意欠陥/多動性障害）：年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。
- ・高機能自閉症：3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れや興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達を伴わないものをいう。

○ 指導体制の整備

通常の学級に在籍するLD・ADHD・高機能自閉症などの児童・生徒に対する指導の充実を図るため、指導体制の検討を進めるとともに、安全確保や学習活動上のサポートを行う「特別支援教育支援員」の配置を進めます。

○ 副籍制度による交流、共同授業の実施の支援・推進

副籍制度は、特別支援学校の児童・生徒の希望者で、居住する地域の市立小・中学校に副次的な籍（「副籍」という。）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。西東京市においても、副籍制度の推進を行い、特別支援学校と市立小・中学校との交流、共同授業の充実に向けた検討を進めます。

② 特別支援学級等の整備

障害のある児童・生徒に対する教育的ニーズに応じ、教育環境の整備として障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行っていきます。

また、特別支援学級などの実情と課題を検証し、児童・生徒の状況や教育ニーズを踏まえ、特別支援学級などの整備を含め、特別支援教育推進に関する計画の策定に取り組んでいきます。

◆主な事業や取組事項

○ 特別支援学級（固定学級）の整備

これまで、障害のある児童数の増加に伴い教室数の増設や新たな設置校での開設を行ってきました。今後、対象となる児童・生徒数の状況を踏まえるとともに、市内でのバランス、施設面での余裕などを総合的に配慮し、増設整備の検討を行っていきます。

○ 通級指導学級の整備

西東京市では、これまで小学校児童を対象とする言語、情緒障害を対象とする通級指導学級の整備を進めてきましたが、今後は中学校における通級指導学級の整備を含め、更なる充実に向けて検討を進めていきます。

○用語解説

- ・特別支援学校：視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。平成19年4月1日より、これまでの「盲・聾・養護学校」から「特別支援学校」へと名称が変更となった。
- ・通級指導学級：通常の学級に在籍し、言語障害（構音障害、言語発達遅滞、吃音症など）や難聴、情緒障害、弱視、肢体不自由、病弱などのある児童・生徒を対象として、特別な教育課程によって指導を受ける制度のこと。

西東京市
教育相談のご案内



西東京市教育委員会
教育相談センター


スキップ教室の
ご案内



西東京市教育委員会
教育相談センター

未・来・へ

生きる力をはぐくむ
就学相談のご案内



西東京市教育委員会
教育相談センター

西東京市
教育相談のご案内



西東京市教育相談センター

Nicomollーム
ニコモ

西東京市不登校ひきこもり相談室



西東京市教育相談センター